

高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種 実施に関する主な変更点

〔 2025年度 ⇒ 2026年度
(令和7年度) (令和8年度) 〕

1 委託料について

委託料を変更しています。(物価対応料の新設を反映し、昨年度から20円増額)

※自己負担額の変更はありません。

インフルエンザ

低所得者世帯に属する者：5,260円(昨年度5,240円)

上記以外の者：3,660円(昨年度3,640円)

新型コロナウイルス感染症

低所得者世帯に属する者：15,620円(昨年度15,600円)

上記以外の者：10,920円(昨年度10,900円)

2 接種不適当者の基準について

予防接種法等の改正により、「インフルエンザの予防接種後、2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者」は接種不適当者から除外されました。接種要注意者となりますが、接種は可能です。

・その他事項

今年度、定期予防接種への追加が予定されていた「高用量インフルエンザHAワクチン」について、定期接種への追加は見送られました。そのため、今年度の高齢者インフルエンザ予防接種は、従来どおり「標準量インフルエンザHAワクチン」のみを用いて実施いただきます。